平成２７年（フ）第３７０号
愛知県春日井市神屋町654番地28
債務者　加藤　麻弥
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３号
滋賀県長浜市十里町122番地　ヴィラ十里207号室
債務者　渡邉　浩二
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
滋賀県長浜市南田附町42番地１　レオパレスヴィラ南田附Ⅰ210号室
債務者　二宮　美鈴
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
神戸市須磨区車字潰ノ下1081番地の１ハッピーデン302号
債務者　仙石　論史
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１９号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番15―202号
債務者　尾方　　忍
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０号
兵庫県尼崎市潮江２丁目16番６号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町３丁目29番26―502号
債務者　中村　清治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９２号
兵庫県尼崎市田能３丁目１番８号　高村文化107
債務者　神近キシ子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９８号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目６番１―503号
債務者　内田　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９５０号
広島市東区中山新町１丁目６番43―301号
債務者　佐々木真知子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４４号
広島市東区矢賀新町１丁目１番２―301号　ケンスイビル
債務者　慶田須磨子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６２号
広島市東区牛田早稲田２丁目19番45―305号
債務者　脇坂しのぶ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
山口県萩市大字堀内204番地10、前住所山口県萩市大字堀内48番地１
債務者　上村かおり
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３５号
北海道苫小牧市澄川町５丁目18番17号　レオネクストすみかわ101号
債務者　藤部　佳知
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６４号
秋田県潟上市天王字細谷長根33番地10
債務者　高桑　博美
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
秋田県鹿角市花輪字寺ノ後42番地10グループホームみさと、前住所秋田県鹿角市花輪字下タ町118番地10
債務者　成年被後見人　髙谷　セツ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３２号
福島県伊達市北後20番地３、従前の住所福島市笹木野字小針14番地の11
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
新潟市北区早通北５丁目３番44―25号
債務者　梶川友希絵
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所民事部